

ハ三葉造所之トシ決定スルモ如シ

三の百ヨリ口取言辭部ノ集事全口レノ十時ヲトス
尚右字辭部辭部及左系大段ヨリ末後レ
タル者字ノ内ヨリモ先シ以テ在神各辭部社左
記了項ヲ系表スルカ其ノ直ウ想ヲ探スルト全
ク或一部ノ集事二三名カ恰モ口取言辭部決定
ノ如ク此取ルモノ如キモ其ノ真想尚引續キ内候

法源文

考議

異考慮極リ事 算本家ト頑迷有官憲
是飽迄吾字の合理的なる要求正義を以庄
直甚とする時に當リ我字果に統束を強ふし
至固として主義目的の貫徹を期す

而も義下兩行は吾字の本領あり音氣に
生き節を枉けず一最後にしては道と出り

右行ノ旁勸史上に赫々たる記録を有せん
以て諸君一因統束努めよ統束を緩めよ
一我字は飽迄四罷工と決りす

二辭部字の法儀奉功は辭部字は新支紙
上に及ぶ表す

三統一人名此例の印刷物其他の通達を
信せず

四臨料の處置は鈴木會長の指針によ
仰ぐ

七月三十日

川崎職工 團